



広く会員を募集します！

一般社団法人機密情報抹消事業者協会（以下、「KJMJK」という。）は、機密情報を安全に抹消し、その記録媒体適正に処理する機密抹消事業者を正会員とする団体です。正会員として入会するには、すでに入会済みの正会員の推薦と「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の遵守誓約書の提出が必要でした。昨年7月の認定制度の導入を契機に、こうした入会要件を廃止し、機密抹消事業を行う全ての事業者へ、広く会員募集をいたします。

ガイドラインは、機密文書の回収から記録媒体の処理（リサイクル）までの工程に沿って機密抹消事業者が遵守すべき事項を示したものです。KJMJKは、ガイドラインに沿って事業を行っているかどうかを確認するため正会員に毎年自己点検の実施を義務つけてきましたが、認定制度の導入によって自己点検は任意の制度となりました。認定を取得するには第三者機関が行う適合証明検査に合格する必要があるため、正会員のみがこの検査を受検することができます。多くの機密情報抹消事業者に認定を取得してもらいたいという趣旨で、KJMJKへの入会要件を緩和することになりました。

入会要件と自己点検	2019年6月以前	2019年7月以後
入会要件	正会員の推薦 ガイドライン遵守の誓約書	一般的な誓約書 (KJMJKへの協力と会費の納入)
自己点検（入会后）の実施	義務	任意

会員種別

KJMJKは、正会員に加えて賛助会員とユーザー会員の3種類の会員で構成しています。ユーザー会員は、機密文書を排出する排出事業者のことで、2020年7月から会費が無料になりました。機密情報の抹消について情報提供を行うため会員登録票を提出してもらう必要がありますが、それ以外の手間はありません。また入退会は自由ですので、いつでも入会や退会ができます。会員登録票は、ホームページの入会案内のページからダウンロードできます。

<http://www.kjmjk.com/>

KJMJKについて

KJMJKは、2014年7月1日に任意団体として発足し、2015年7月29日に一般社団法人に移行しました。2019年6月18日に団体名を一般社団法人機密情報抹消事業者協議会から一般社団法人機密情報抹消事業者協会に変更し現在に至っています。セキュリティ及びリサイクルに配慮した機密情報抹消事業を奨励し、推進することにより、機密情報抹消市場の健全な発展に寄与することを目的として活動しています。

問合せ

事務局 〒151-0061 東京都渋谷区初台2-9-14-104
TEL : 03-6276-1992 / FAX : 03-6276-1993 jimukyoku@kjmjk.com